

消費生活の豆知識 その58 成人を迎えた皆さんへ 悪質商法に注意!

広聴課 ☎224・6162

事例

○キヤッチセールス

街で「アンケート調査」「無料体験」などと声を掛けられ、ついに行ったら高額な商品をしつこく勧められ、断りきれずに契約してしまった。

○アポイントメントセールス

「フレゼントを取りに来て」などと電話やメールでファミリー



「レストランなどへ呼び出され、出かけて行ったら高額な商品を無理やり買わされてしまった。」

○マルチ商法

「簡単にもうかる仕事がある」と先輩に誘われて説明会に行ったら、「仕事をするには加入金が必要。誰かを勧誘するとマージンが入る」と言われた。消費者金融から借金をして契約したが、思うように収入を得ることが出来なかった。

若者を狙った悪質商法の被害が後

を絶ちません。被害にあっているのは決して特別な人ではありません。ごく普通の若者が、日常生活の中で被害にあっているのです。

20歳になると、自分が行った契約に責任が求められるようになり、未成年者契約の取り消しができなくなります。本場に必要か、支払い可能な金額かなど、よく考えてから契約しましょう。

消費者へのアドバイス

①安易に呼びかけに応じて行

ったり、呼び出しに応じたりしないようにしましょう。

②しつこく勧誘されても、いらぬものはキツパリと断りましょう。先輩や知人が相手でも、断りにくいなどと遠慮しないようにしましょう。

③「無料でもらえる」「簡単にもうかる」などといった「おいしい話」には要注意です。

④断りきれずに契約してしまった場合でも、クーリングオフが可能な場合があります。

どうしよう? と思ったら

市民相談案内

相談内容	問い合わせ
日常生活の悩み事▶多重債務▶行政・法律・公正証書▶税金・社会保険労務▶不動産・登記▶建築・住宅修繕▶マンション管理	広聴課 ☎224-5022
消費生活	広聴課 ☎224-6162
児童虐待	児童虐待防止 SOS センター ☎0120-283-505
子育て・児童虐待 ひとり親家庭・離婚	こども安全課 ☎224-5821
育児の悩み	子育て支援センター ☎247-6613
教育全般	リバーラ ☎234-8333
いじめ	教育センター ☎236-1818
青少年の悩み事	少年指導センター ☎224-5724
性感染症・エイズ▶うつ・アルコール・ひきこもり	保健予防課 ☎227-5102
健康・不妊・不育症	健康づくり支援課 ☎224-8611
人権	さいたま地方法務局川越支局 ☎243-3824
高齢者▶高齢者虐待	高齢者いきがい課 ☎224-5809
障害者	障害者福祉課 ☎224-5785 ☎225-3033
障害者虐待	障害者虐待防止センター ☎227-4330 ☎226-7666
女性の悩み・DV	男女共同参画課 ☎224-5723
結婚・内職・交通事故	ウエスタ川越・市民相談室 ☎249-7855
労働トラブル (仕事上の悩み)	雇用支援課 ☎227-5776
就職活動・雇用・若年未就労者	しごと支援センター ☎227-5775
外国人籍市民	国際文化交流課 ☎224-5506

実施日・相談内容などはお尋ねください▶予約が必要な相談があります▶電話番号などのかけ間違いにご注意ください

PICK-UP

障害者虐待防止センターにご相談ください

障害者福祉課 ☎224-5785

障害者虐待防止センターは、障害者本人に対する虐待を早期に発見し、防止するために開設された相談窓口です。虐待から障害者を守り、養護者等への支援を行います。「これは虐待にあたるのでは?」と思ったら、速やかに同センターにご連絡ください。個人の秘密は厳守します。

障害者虐待防止センター ☎227-4330 ☎226-7666

所在地…小仙波町2丁目50-2 (社会福祉協議会内) 相談時間…月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分
*相談時間外は、自動音声案内により緊急連絡先をご案内します。